

令和7年8月1日以降は、病院を受診する際に窓口で提示するものが以下のとおりとなります。

※後期高齢者医療制度の被保険者については、令和8年7月31日までの暫定措置です。

## 国民健康保険

### マイナ保険証をお持ちの方

※マイナンバーカードを持っていて、保険証の利用登録をしている方を指します。既にマイナンバーカードで受診している方はこちらです。



### マイナンバーカード

※『資格情報のお知らせ』をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- ・マイナンバーカードを持っていない方
- ・マイナンバーカードは持っているが、保険証の利用登録をしていない方



### 資格確認書

## 後期高齢者医療

### マイナ保険証をお持ちの方

※マイナンバーカードを持っていて、保険証の利用登録をしている方を指します。既にマイナンバーカードで受診している方はこちらです。



### マイナンバーカード

※『資格情報のお知らせ』をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- ・マイナンバーカードを持っていない方
- ・マイナンバーカードは持っているが、保険証の利用登録をしていない方



### 資格確認書

※全員に資格確認書が届きます。